

リーがるかわら版

第21号

〈発行日〉2023年7月1日

〈発行〉公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部
〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3-2-23（司法書士会館内）
電話 092-738-1666



公式マスコットキャラクター
「リーがるー」

第2回相続シンポジウムをご紹介します！

令和4年12月5日、日本経済新聞社イベント・企画ユニット主催の第2回相続シンポジウム「多様化するライフスタイルとこれからの相続」が開催されました。本シンポジウム第二部のパネルディスカッションには、当法人の高橋晋理事長が登壇しました。今回は、そのパネルディスカッションの内容についてご紹介いたします。

ここで取り上げられたのは死後事務委任で、アンケートの結果によると「認知度は低い。しかし、単身独居の方など自身の属性によっては非常に強い興味を持っておられる方もいる」と説明されていました。

ご存じない方もいらっしゃると思いますが、（任意）後見人の業務は本人死亡により終了してしまうため、亡くなったご本人が葬儀や埋葬について希望をお持ちでも、それを叶えることが出来る立場にはありません。

そのために活用されるのが死後事務委任であり、大変有用な制度ですが、一方で業務の範囲や権限が広いため、そのことが諸刃の剣となる場合もあります。

この点について、リーガルサポート（以下、LSといいます）理事長の高橋氏は「信頼関係が重要」だと語ります。

「LSは死後事務委任について、それ単体ではなく、任意後見とセットのものとして考えている。（亡くなった後だけ）スポット的に役割を果たすと言うよりは、（その方の生前から）二人三脚で長く関係を築いていくイメージだ。その一方でLSによる受任者等に対するチェック機能を確保し、本人に相続人がいる場合は事前に調査しておくなど、受任者には安定性・安全性に配慮した執務を求めている」

（裏面へ続きます）

リーガルサポートふくおか
ホームページはこちら！！

リーガルサポートふくおか

検索

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>

リーガルサポートふくおか
公式マスコットキャラクター

リーがる
誕生！！

必ずしくお願いいたします！



ふつうの
くらしを
おうえんします
か けがえのない あなたのために

いつでも
お気軽に
ご相談
ください。



この部分に関しては他の登壇者からは、機動性や簡便さといった死後事務委任の良さを、チェック機能を重くすること、任意後見とセットにすること（任意後見契約には公証人の関与が必要）などにより、スポイルしてしまうのではという指摘もありました。

実際、LSでは死後事務委任等について、契約締結前にLSの事前承認を求めることとされており、依頼者が思い立って、実際に契約が締結されるまでには相応のタイムラグが生じるため、余裕を持ったスケジュールが求められます。

そうした部分が市民の皆様のニーズと乖離しないような意識は、LSにも求められるかもしれません。

パネルディスカッションではその他、任意後見契約の締結件数と発効件数の差から適切に運用されているか疑義が残ること、七割以上が法定後見となっている後見制度全体の歪みのようなものにも言及され、それぞれの立場から意見交換がなされていました。

長くに渡る婚姻数、出産数の低下から今後ますます増えると予想される「おひとりさま」。本イベントはそうした当事者の意識調査から、各種制度への当事者、専門家の視点など様々な点について学ぶことが出来る大変有意義なものだと感じました。

リーガルの「ちょっと聞いてよ」のコーナー

「居住用不動産処分許可の申立て」（…長い）の話。ご本人の「居住用」不動産を処分する場合には、裁判所の許可が必要で、許可なしでした処分は無効なのです。なぜ「許可」が必要なのか…それは「居住用」不動産は本人の拠り所でありいつでも帰れる場所の確保をしておきましょうという考えに基づきます。

では、「処分」というと何を思い浮かべますか？「売買」？「贈与」？本人の物でなくなるのがまず思いつくかと思えます。その他にも抵当権の設定といった担保をつけることも処分になります。そして、本人の不動産を誰かに「貸す」ことも処分になります。賃料が入るからかえって本人には得になって良さそうですが、上記の考えに照らすと、誰かが住むことで本人が帰宅する自由を奪われるからなんですね。

「賃貸する」場合の許可申立てには、賃貸借契約書（案）をつけて、賃貸の相手や賃料の妥当性を示して、貸す必要性についても説明しなければなりません。家賃相場が全体的に下がってきている地域において、前に貸していたときの金額からぐっと下げてしまわないといけない場合、頭が痛いです…。

○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談（無料）相談料は無料です。》

- ・相談専用電話 092-738-7050
- ・月曜日～金曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

《面談相談（有料）相談料は1時間5,000円（税込）です。》

- ・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666
- ・毎週水曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）
- ・場所 福岡県司法書士会館内相談室

